



令和4年度

地域の活動を
応援します！

わくわく事業補助金

わくわく事業は、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の事業を支援する制度です。

募集期間

令和3年12月6日（月）～令和4年1月7日（金）

＜受付時間＞ 午前8時30分～午後5時15分

（土日祝、12月29日～1月3日は除く）

※募集期間前でも事前相談をお受けします。お気軽にお問合せください。

1 対象団体（次の要件を全て満たす団体）

- (1) 5人以上で組織された団体
- (2) 活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

2 対象事業

交付決定日から令和5年3月31日までに完了する事業で、地域の人たちが地域の課題解決に取り組む次のいずれかに該当する事業が対象です。

<対象事業>

- (1) 保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
- (2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業
- (4) 地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (5) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (7) 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- (8) その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

<対象外事業>

- (1) 豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業
- (2) 趣味的活動を目的とする事業
- (3) 特定の人や団体の利益を目的とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (5) 暴力団関係者を利する事業
- (6) その他市長が適当でないと認めた事業



3 補助内容・補助金額など

<対象経費>

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費

(具体的な補助対象経費は、次ページ「令和4年度わくわく事業予算科目表」を参照)

<対象外経費>

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費(団体の事務所等を維持するための経費を含む)
- (2) 地域会議が補助対象としないことを定めた経費
- (3) その他市長が適当でないとして認めた経費

<その他>

- (1) **補助率は、原則10分の9以内**とします。ただし、地域会議が認めた場合は、この限りではありません。9割超の特例申請を行うことができます。
 - (2) 補助金の交付は、**同一事業につき3回を限度**とします。ただし、地域会議が認めた場合は、この限りではありません。
 - (3) 補助金の交付は、1地域あたり総額500万円(税込)までとします。(注1)
 - (4) 1団体への補助金交付額は、年間100万円(税込)を上限とします。(注1)
- (注1) 1地域あたりの補助金申請総額が500万円を上回り採択となった場合は補助決定額を**同じ調整率を用いて総額500万円以内**になるよう調整します。審査結果によって、**申請金額の減額や条件を付しての交付決定**を行います。



<令和4年度わくわく事業 予算科目表 (対象経費 ※全て税込) >

科 目	説 明	地域ルール	見積書
報償費	<p>講演等に対する謝礼 講師の「謝礼・出演料・旅費」のみ補助対象 【補助上限額】 謝礼・出演料については、講師1人につき1回10万円まで (注)団体の会員が講師、出演者の場合は補助対象外</p>	<p>竜神地域 ・10万円以内/年 回数制限なし 前林地域 ・教室の講師 5千円以内/回 年12回まで ・講演会の講師 10万円以内/回 年1回まで 若園地域(地域会議が認めた場合は、この限りではない) ・教室の講師 1万円以内/回 回数制限なし ・講演会の講師 10万円以内/回 回数制限なし</p>	—
旅費	<p>事業のための移動に係わる経費 公共交通機関を利用する場合＝実費額 自家用車で移動する場合＝30円/km(運行距離で算定) (注1)必要性が十分説明できない場合は補助対象外 (注2)有料道路料金などは、使用料</p>	—	—
消耗品費	<p>使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えられないもの等を購入するための経費 (例)事務用品、肥料、種苗、花など 備品購入費との区別 判断しがたい時は、単品購入予定価格が2万円を超える物品を備品とします。</p>	<p>前林地域 衣装やユニフォーム等は補助率2分の1以内</p>	—
燃料費	<p>工具、器具及び備品等の燃料に対する経費</p>	—	—
食糧費	<p>団体の会員への作業時及び会議時の飲物を購入する経費 (注)アルコール類及び団体の会員以外への飲物を購入する場合は補助対象外。ただし、講師又は出演者に供する食事で、謝礼(報償費)を払っていない場合は、補助対象とします。 賄材料費との区別 そのまま飲めるもの(ペットボトル飲料等)は食糧費</p>	<p>竜神・若林 飲み物代の上限額 1回150円/人 若園(地域会議が認めた場合は、この限りではない) 飲み物代の上限額 1回150円/人 前林地域 原則対象外 ※ただし緊急用に1団体年間10本(1本100円)まで可</p>	—
印刷製本費	<p>チラシ等のコピー費用や写真の現像、冊子等の印刷及び製本を依頼するための経費 (注1)記念誌等の単価が高額な冊子を作成する経費は、補助率10分の9以内(9割超の特例申請不可) (注2)チラシ、パンフレット等の無料で配布する印刷物の単価は、「税込100円/1部」を限度とします。</p>	—	—

科 目	説 明	地域ルール	見積書
修繕料	工具、器具及び備品等の本体の、現状復旧を目的とする修繕及び部品の取替えのための経費 (注)団体の会員が修繕及び部品の取替えを行うために部品等を購入する場合は、消耗品費とします。	—	合計金額2万円 以上は必要 2万円以上1 者 10万円以上 2者 (税込金額)
賄材料費	調理を必要とする食材等を購入するための経費 (例)果物、野菜、茶葉、インスタントコーヒー等	竜神地域 補助対象外	—
通信運搬費	郵便料金(切手等)及び物品等の運搬に係わる経費 (注)団体の連絡用の郵便などは、補助対象外	—	—
手数料	サービスの提供に係わる経費 (例)器具の研磨、高木剪定、クリーニング、検便等	前林地域 衣類のクリーニング代 は補助対象外	—
筆耕翻訳料	通訳及び翻訳の経費 (注)団体の会員が通訳や翻訳をする場合、補助対象外	—	—
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費 (注)事業のための必要最小限の保険料のみ補助対象	—	—
委託料	調査、計画策定、会場設営、システム開発の経費 (注)団体の活動・役割がない丸投げ委託は補助対象外。 事業のために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。	—	必要 50万円未満 1者 50万円以上 2者 (税込金額)
使用料	会場使用料(交流館を含む)、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料(オペレーター含む)、機械等の借上げ及び物品等を使用する経費	—	—
工事請負費	工作物等の設置、移転、撤去の経費 (注)団体の活動・役割のない丸投げ工事は補助対象外。 事業のために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要がある場合に限られます。	—	必要 50万円未満 1者 50万円以上 2者 (税込金額)
原材料費	工事、作業、工作等のために必要な材料及び物品を購入するための経費 (例)花壇設置に必要な砂、土、ブロック、間伐材等	—	—
備品購入費	比較的長期間使用できる物品を購入する経費 (注1)補助率10分の9以内(9割超の特例申請不可) (注2)購入後は備品管理台帳を作成し、管理が必要 消耗品費との区別 判断しがたい時は、単品購入予定価格が2万円を超える物品を備品とします。	前林地域 申請3回目まで補助対象 4回目以降の新規購入は補助対象外	合計金額2万円 以上は必要 2万円以上1 者 10万円以上 2者 (税込金額)
負担金	視察及び研修会等で訪問先に支払う参加負担金 (注1)必要性が十分説明できない場合は補助対象外 (注2)参考資料の添付が必要	—	—

※見積りが必要となる科目には、2者のうち、安いほうの価格で申請してください。

4 審査

<審査方法>

プレゼンテーション審査又はヒアリング審査により、補助金交付の適否、補助金額及び付すべき条件について、地域会議が審査を行います。

◆プレゼンテーション審査◆

地域会議委員に対して、申請事業内容をPRしていただきます。評価項目に基づいて、事業内容を簡潔に説明してください。パソコンや模造紙など、発表方法は自由です。発表の後、地域会議委員からの質疑に回答してください。

◆ヒアリング審査◆

地域会議委員が、申請事業についてヒアリング（聴き取り）を行います。地域会議委員の聴き取り内容について、簡潔に口頭で説明してください。

<評価項目>

- ① 事業の公共性・公益性（地域貢献性）は高いか。
- ② 事業の実現性・妥当性は適当か。
- ③ 事業の発展性・将来性は適当か。

※これら3点に加えて、平成27年度以降の申請が4回目以上の団体については、**公共性・公益性（地域貢献性）が非常に高いか**を評価します。

<その他>

新規申請団体の場合は、プレゼンテーション審査を実施します。継続申請団体の場合は、地域会議で審議しプレゼンテーション審査又はヒアリング審査のどちらかを実施します。**審査方法及び審査時間等の詳細は、申請団体に後日通知（※1）**します。

（※1）審査会の前に、申請団体に対し、地域会議から申請内容に関する質問を文書で通知します。申請団体は質問に対する回答をしていただきます。

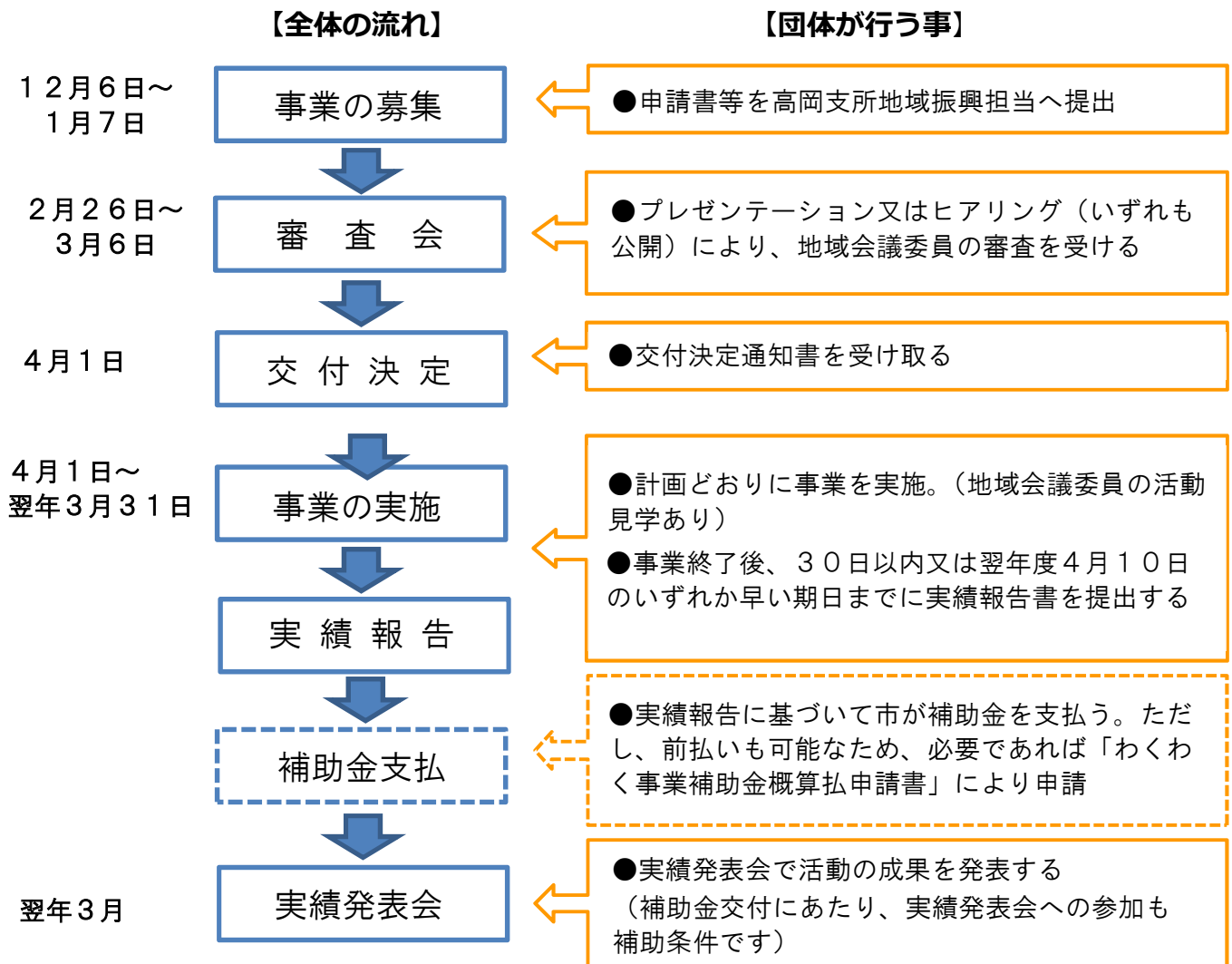
[公 開 審 査 会]

若園地域	令和4年2月26日（土）	会場：若園交流館 大会議室
前林地域	令和4年2月27日（日）	会場：前林交流館 多目的ホール
竜神地域	令和4年3月5日（土）	会場：竜神交流館 多目的ホール
若林地域	令和4年3月6日（日）	会場：若林交流館 多目的ホール

※新型コロナウイルス感染症の状況により、書面審査となる場合があります。



5 わくわく事業の流れ



6 応募方法

下記の必要書類を、募集期間内に豊田市役所高岡支所地域振興担当へ提出してください。

- (1) わくわく事業補助金交付申請書
- (2) 補助申請事業概要
- (3) 年間活動計画書
- (4) 予算書
- (5) 事業効果アピールシート
- (6) 会員名簿
- (7) 団体の規約・会則（団体で規約や会則を定めている場合のみ提出）
- (8) 見積書（必要な科目のみ。「令和4年度わくわく事業予算科目表」参照）

対象事業や書類の作成など

ご不明な点がございましたら、

豊田市役所高岡支所地域振興担当まで、
ご相談ください!!!

わくわく事業

検索

上記の必要書類のうち(1)～(6)の様式は、竜神・若林・前林・若園の各交流館及び高岡支所にてお渡しします。また、豊田市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.toyota.aichi.jp/s/shisei/jichiku/wakuwakujiogyo/index.html>

わくわく事業申請時のチェックシート

※申請書を提出する前に、もう一度、ご確認ください。

＜応募資格・要件＞	チェック
◆5人以上で組織されている。	
◆政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない。	
◆暴力団員でない又は密接な関係はない。	

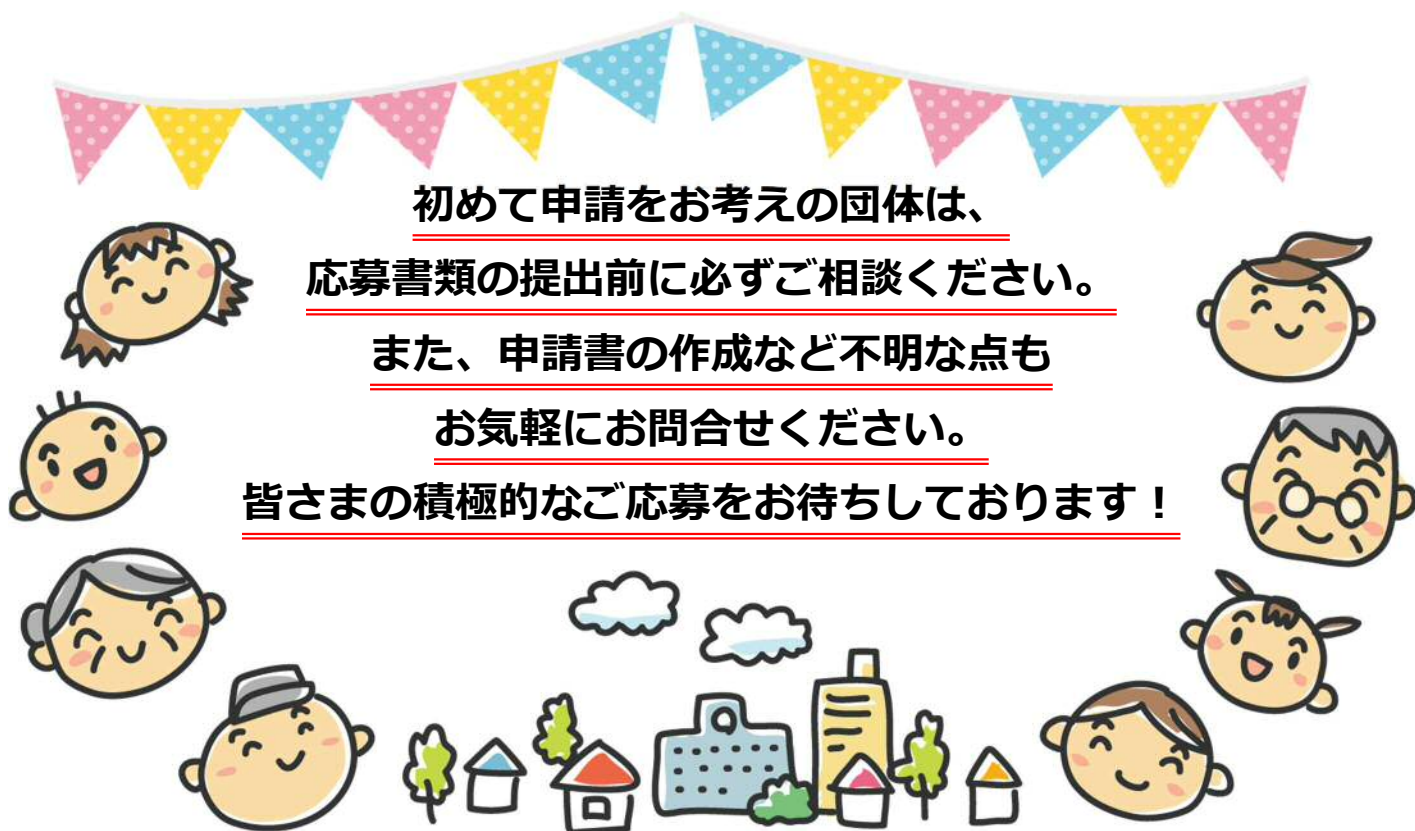
＜対象事業＞	番 号
◆事業内容は以下の①～⑧にあてはまる。 ①保健、医療、福祉 ②伝統、文化、郷土芸能、スポーツ ③安全・安心な地域づくり ④生活環境改善、景観づくり、自然環境保全 ⑤子どもの健全育成 ⑥産業振興 ⑦地域づくり ⑧住みよい地域社会の構築	

＜対象経費・交付基準＞	◇の項目は該当団体のみチェック	チェック
◆団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持するための経費を含む）は計上していない。		
◆団体会員の人件費は計上していない。		
◆交付申請額は100万円以下、千円未満切捨てとなっている。		
◆予算科目表で確認し、正しい科目で計上されている。		
◇備品購入費の補助率は9割以内、自治区関連の場合は5割以内になっている。		
◇印刷製本費の記念誌等の冊子作成経費の補助率は9割以内になっている。		
◇印刷製本費のチラシ等（無料配布）は単価100円以内（税込）で、適切な部数のみ。		

＜提出及び添付書類、記載内容＞	◇の項目は該当団体のみチェック	チェック
◆様式第1号及び添付資料様式1～様式5が全てそろっている（代表者印は鮮明に）。		
◆記載内容は、わくわく事業の主旨に適合していることが具体的かつ客観的に説明されている。		
◆添付資料様式3「予算書」は品目と単価×数量を記載している。		
◇以下の品目の見積書を添付している。 ・2万円以上の備品購入費、修繕費 ※10万円以上は2者必要 ・50万円未満の委託料、工事請負費 ※50万円以上は2者必要		

＜その他＞	◇の項目は該当団体のみチェック	チェック
◆団体単独の金融機関口座がある（又は交付決定後作る）。		
◆申請の補助事業内容において、豊田市及び豊田市の外郭団体が実施する他の助成制度や補助は受けていない。		
◇（事業で土地や建築物等使用する場合） ・土地所有者や管理者に使用の同意を得ている。 ・（さらに規制区域の場合）所定の手続きをしている。		

<MEMO>



初めて申請をお考えの団体は、
応募書類の提出前に必ずご相談ください。
また、申請書の作成など不明な点も
お気軽にお問合せください。
皆さまの積極的なご応募をお待ちしております！

お 問 合 せ

豊田市役所高岡支所 地域振興担当
〒473-0933 豊田市高岡町長根51番地
TEL 53-2694 FAX 53-3516